

自転車用ヘルメットの購入に補助金を交付します

令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化となりました。茅野市では、通勤通学等で自転車に乗る機会が多い高校生世代と、自転車事故が発生した際に重傷化しやすい高齢者の、ヘルメットの着用率向上を図り、事故による被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費用を補助します。

1 申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

※予算の上限に達した場合は、期間中であっても補助を終了することがあります。

※申請期間内の申請となりますので、書類の不備により受付できない場合があるため余裕をもって申請してください。

2 補助対象者

申請時に茅野市に住所がある方で次のいずれかに該当する方

（1）高校生等（年度末に16歳以上～18歳以下になる方）

（2）高齢者（年度末に65歳以上になる方）

3 補助金額

購入費用の2分の1（上限2,000円、100円未満切捨）

※補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限り。

※ポイント利用分や送料等は購入費用から除きます。

4 補助対象ヘルメット

以下のいずれかの安全基準を満たす新品の自転車用ヘルメット

※令和6年3月1日以降に購入したヘルメットが対象。

- SG マーク（一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合したことの認証）
- JCF マーク（公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合したことの認証）
- CE マーク（欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合したことの認証）
- GS マーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合したことの認証）
- CPSC マーク（米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合したことの認証）
- その他上記に類する認証等を受けているもので市長が認めたもの

5 申請方法

（1）窓口申請

申請書を市ホームページ（下記 URL）からダウンロードまたは建設課交通安全係で受取り、必要事項を記入して必要な添付書類と共に建設課交通安全係（茅野市役所 4 階）へ提出

<https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kenchiku/herumetto.html>

（2）郵送により申請

申請書をダウンロードまたは建設課交通安全係で受取り、必要事項を記入して必要な添付書類と共に下記へ郵送してください。

【宛先】〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市役所 建設課交通安全係 自転車用ヘルメット購入補助金担当 行

茅野市都市建設部建設課 交通安全係

（課長）黒澤俊彦 （担当）清水信之

電話：0266-72-2101 内線 512

FAX：0266-82-7089

茅野市ホームページ：<https://www.city.chino.lg.jp>